

テイクアウト

デリバリー

のサービスをはじめた町内飲食店の皆様へ

山田町テイクアウトサービス等 導入支援事業補助金

制度内容

新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受けて、テイクアウトサービス又はデリバリーサービスを導入する飲食店を支援するため、そのサービス導入に要した費用について、補助するものです。

対象となる経費	補助金額
・消耗品費（容器等） ・印刷製本費（メニュー作成等） ・広告宣伝費（チラシ配布等）など	対象となる経費の合計額 (上限額10万円) ※千円未満切り捨て

補助対象事業者

以下のすべてに該当する事業者

- ① 山田町内に飲食店を置く事業者
- ② 対象となるサービスを実施するために必要な営業許可を受けている事業者
- ③ 令和2年3月1日以降にサービスを開始した事業者
- ④ 補助金の交付申請日において、対象サービスが終了していない事業者

必要書類

- ・申請書（町ホームページからダウンロード又は役場水産商工課にて配布）
- ・領収書等の支払いを確認できる書類の写し
- ・営業許可証の写し
- ・対象サービスの実施を確認できる書類（メニュー、チラシなど）
- ・代表者の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

申請受付期間

令和2年5月25日（月）から

申請先・お問い合わせ

山田町役場 水産商工課 観光振興係
TEL：0193-82-3111（内線223、224）